

岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

(読書バリアフリー計画)(仮称)

(案)

令和4年 月

岡山県

目次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
1 計画の目的及び位置付け	
(1)目的	
(2)位置付け	
2 計画の期間及び対象	
第3章 本県の現状と課題	3
1 対象者と利用の現状	
2 視覚障害等のある人が利用できる読書手段	
3 本県における継続的な取組	
4 課題	
(1)視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の収集及び製作に携わる人材の確保	
(2)読書支援機器等の周知や使用方法の習得	
(3)図書館サービスの充実、周知	
第4章 計画策定の考え方と方向性	8
1 基本的な考え方	
2 施策の方向性	
(1)視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実及び製作に携わる人材の育成(読書バリアフリー法第9、10、11、17条関係)	
(2)読書を支援する環境の充実(読書バリアフリー法第9、14、15条関係)	
(3)図書館サービスの情報発信(読書バリアフリー法第9、10条関係)	
第5章 推進方針	11
用語集	13
参考資料	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	18
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 (文部科学省・厚生労働省)	22
著作権法(抜粋)	42
岡山県内の点字図書館、県立図書館、障害者 IT サポートセンターの情報	43
国立国会図書館、サピエ図書館の情報	47
岡山県内の図書館等における障害のある人への配慮状況	48

第1章 計画策定の背景

令和元(2019)年6月21日、議員立法により、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が成立し、同月28日に公布・施行されました。

同法は、国連の「障害者の権利に関する条約」や障害者基本法(昭和45年法律第84号)の理念にのっとり、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第2条に規定する文字・活字文化をいう。以下同じ。)の恵沢を享受することができることを目的としています。

地方公共団体は、読書バリアフリー法第5条において、同法第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害等のある人の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有し、また、同法第8条第1項において、国の基本計画「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年7月文部科学省、厚生労働省)を勘案して、地方公共団体における視覚障害等のある人の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害等のある人の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう求められています。

読書は、人生 100 年時代において、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動であり、障害の有無に関わらず、全ての県民が読書することができる環境を整備していく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的及び位置付け

(1) 目的

本計画は、視覚障害等のある人の読書環境の整備を通じ、障害の有無に関わらず、県民が等しく、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会及び誰もが生き活きと輝く共生社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 位置付け

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく、地方公共団体の計画として位置付けます。また、「第4期岡山県障害者計画」(計画期間:令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで)や「第4次岡山県子ども読書活動推進計画」(計画期間:令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで)など、関連する計画等との連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の期間及び対象

計画期間は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までとします。

計画の対象は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、視覚障害、読字に困難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害のある等の理由により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害のある人(以下「視覚障害等のある人」という。)とします。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害等のある人以外の読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

第3章 本県の現状と課題

1 対象者と利用の現状

本県における障害者手帳の所持状況は次の表のとおりとなっており、これらの人の中にも対象者が含まれています。

障害者手帳	所持人数
身体障害者手帳	70,256
うち障害区分「視覚」	4,296
うち障害区分「肢体不自由・上肢」	13,628
うち障害区分「肢体不自由・下肢」	19,894
うち障害区分「肢体不自由・体幹」	2,281
療育手帳	18,832
精神障害者保健福祉手帳	16,421

(令和3(2021)年3月31日時点)

障害を理由に小・中学校内に設けられた特別支援学級に通う県内の児童生徒は、小学校で5,784人、中学校で2,028人です。また、県内の特別支援学校に在籍する幼児・児童生徒は幼稚部9人、小学部771人、中学部412人、高等部1,059人です。(令和3年度岡山県学校基本調査)

学習障害^{*1}の一種とされ、ディスレクシア^{*2}と呼ばれる読字障害のある人の正確な人数は把握されていませんが、学習障害を理由に、公立小・中・高等学校の通級による指導^{*3}を受けている児童・生徒は61人です。(文部科学省「令和元年度特別支援教育資料」)

一方、岡山県立図書館(以下「県立図書館」という。)における、高齢・病気・障害等で読書の困難な人へのサービスの利用登録者は1,086人、岡山県視覚障害者センター(以下「県視覚障害者センター」という。)の利用登録者は653人となっており(令和3(2021)年度末)、上記の人数が本県の対象者全体ではありませんが、障害者手帳の所持者数と比較した利用登録者数の割合は低く、まだ多くの人が利用しているとはいえないのが現状です。

2 視覚障害等のある人が利用できる読書手段

視覚障害等のある人が読書を行う手段は、主に次のようなものがあります。

- ① 点字図書※⁴
- ② 大活字本※⁵
- ③ さわる絵本※⁶・布の絵本※⁷
- ④ LLブック※⁸
- ⑤ 音訳図書(録音図書)※⁹
- ⑥ デイジー図書※¹⁰
- ⑦ 電子書籍※¹¹
- ⑧ オーディオブック※¹²
- ⑨ テキストデータ※¹³
- ⑩ 拡大読書器※¹⁴等読書支援機器※¹⁵
- ⑪ 対面朗読サービス※¹⁶



3 本県における継続的な取組

読書バリアフリー法第9条第1項において、地方公共団体は、公立図書館※¹⁷、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等(2の①～⑨に掲げるものをいう。以下同じ。)の充実、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害等のある人によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとされています。

本県では、県立図書館、県視覚障害者センター、県内のその他の公立図書館、学校図書館等において、視覚障害等のある人の読書環境の充実に向けた様々な取組を次のとおり行ってきました。

- 県立図書館は岡山県福祉のまちづくり条例(平成12年岡山県条例第1号)に基づいた、全ての利用者にとって使いやすい設計(ユニバーサルデザイン)の施設となっています。来館が難しい人に向けては、複写物の送付、メールやFAXでの調査相談(レファレンスサービス^{※18})等を行っています。

- 県立図書館は、大活字本や音訳図書(録音図書)等を収集し、高齢・病気・障害等で読書の困難な人に向けてこれらの資料や読書支援機器を貸し出すとともに、対面朗読サービスを行っています。さらに、高齢・病気・障害等で来館が難しい人には、希望の資料や再生機器等を郵送で貸し出しています。また、サピエ図書館^{※19}に加入し、所蔵していない資料は、サピエ図書館に依頼したり、他館から借用し、又はダウンロード(データ取得)して貸出を行っています。

おすすめのデージー図書や音訳図書(録音図書)等を、リスト化し、高齢・病気・障害等で読書が困難な人に情報提供を行い、館内のバリアフリーコーナーでは、デージー図書等を展示し、利用体験ができるようにしています。

- 県立図書館は公立図書館、学校図書館の職員等を対象に障害のある人へのサービスに係る研修を実施するとともに、対面朗読ボランティア向けのスキルアップ講座や障害のある人への読書支援をテーマとした県民向け講座を開催しています。

- 県視覚障害者センターは点字図書館として、視覚障害のある人に向けて、新聞等を即時点訳するネットワーク事業や点字図書、デージー図書等の製作・貸出のほか、対面朗読、読書支援機器の案内・貸出や、製作した点字・音訳図書等の資料データについて、全国的に利用できるようサピエ図書館への提供を行っています。

- 県視覚障害者センターでは、情報の獲得に有効な視覚障害のある人向け音声パソコンの学習会や点訳・音訳ボランティアの養成講座を開催しています。

- その他の公立図書館においては、読書の困難な人に向けて、デージー図書の提供や対面朗読サービス等を行っています。また、私立の金光図書館(浅口市)では、点字図書約1万6千冊を所蔵し、点訳・音訳ボランティアが点字図書、デージー図書等の製作を行い、当該図書等の貸出のほか、対面朗読、読書支援機器の案内や貸出等を行っています。
- 岡山盲学校においては、デージー図書、大活字本の購入をはじめ、寄贈された布の絵本の活用やサピエ図書館の点訳資料の製本化、絵本への点字シールの貼付等、書籍の充実を図っています。
また、ボランティアによる読み聞かせを行っています。

4 課題

- (1)視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の収集及び製作に携わる人材の確保
視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等は、一般書籍と比べて発行数が非常に少なく、一般書籍の出版時に同時に製作しても校正等に時間を要するため、発行のタイミングは遅くなるものが多い状況であり、また、小説など文芸書の割合が高く、学習用図書や専門書、図鑑、絵画集、写真集等は極めて少ない状況です。
本県では、ボランティア等の協力を得ながら視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の製作をニーズに応じて行っていますが、点訳や音訳は、高度な技術を要し、短期間での技術の習得が難しく、継続的なスキルアップを必要とするため、ボランティアの担い手が少ない状況です。
- (2)読書支援機器等の周知や使用方法の習得
デージー図書は、主に視覚障害のある人を対象としたものですが、高齢等で視力が低下している人や肢体不自由の人などにとっても読書を容易にする有為な読書手段です。

デージー図書の利用を視覚障害のある人以外にも拡大するためには、再生機器の購入が課題です。主に、重度の視覚障害等のある人は、福祉の日常生活用具給付制度^{※20}を利用して、安価に再生機器を購入できますが、その対象にならない人は、定価で購入する必要があります。また、デージー図書をパソコン、スマートフォン、タブレット端末で再生できることについての情報提供や、それらの使用方法の習得の機会等、利用者の再生環境に合わせた対応が必要です。

(3) 図書館サービスの充実、周知

県立図書館や県視覚障害者センターでは、視覚障害等のある人に向けてさまざまなサービスを実施していますが、障害者手帳の所持者数と比較すると、各施設の利用登録者数は少なく、その他の公立図書館においても、視覚障害等のある人に向けたサービスの利用・登録について、障害者手帳の有無に関わらず柔軟に対応していますが、利用実績がある館が少ない状況です。また、公立図書館のホームページは開設されていますが、視覚障害等のある人に対応したホームページの作成は進んでいません。

以上のことから、視覚障害等のある人が県立図書館や県視覚障害者センター等で扱っている視覚障害等のある人へのサービスのための資料や、郵送等のサービスがあまり知られていないことや、知っていても利用できていないことが考えられます。

また、インターネットを利用した資料データの提供手段の1つにサピエ図書館がありますが、県内では、予算や地域のニーズがない等の理由でサピエ図書館に未加入の公立図書館が7割程度あります。

第4章 計画策定の考え方と方向性

1 基本的な考え方

視覚障害等のある人の読書環境の整備を通じて、障害の有無に関わらず、県民が等しく、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会及び誰もが生き活きと輝く共生社会の実現に寄与することを目指し、次の3つの方向性を定め、施策を推進します。

2 施策の方向性

(1) 視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実及び製作に携わる人材の育成 (読書バリアフリー法第9、10、11、17条関係)

視覚障害等のある人のニーズに応じて、引き続き、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の収集及び製作を行うとともに、製作した点字、音訳図書等の資料データをサピエ図書館と共有するなど、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実を図ります。

また、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等を製作する点訳者や音訳者の養成に取り組めます。

<主な取組>

- 点字図書や音訳図書(録音図書)、LLブック、大活字本、デージー図書等の収集及び製作を引き続き行います。
- 製作した点字図書や音訳図書等の資料データについて、全国的に利用できるよう、サピエ図書館への提供を引き続き行います。
- 県立図書館、県視覚障害者センター、その他の公立図書館、学校図書館、サピエ図書館間の連携による相互貸出しを引き続き行います。
- 県立図書館において、電子書籍サービスの導入について、収集基準の見直しなど具体的方策を検討します。

- 大学及び高等専門学校の附属図書館において、各施設の役割に応じ視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実に努めるよう依頼します。
- 県内の地元出版社に対して、県視覚障害者センター等へ出版書籍のテキストデータの提供について協力を依頼します。
- 点訳者や音訳者の養成やスキルアップを引き続き行います。

(2) 読書を支援する環境の充実(読書バリアフリー法第9、14、15条関係)

図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた施設のバリアフリー化、拡大読書器等の読書支援機器の整備、図書資料の郵送等の視覚障害等のある人へのサービスの充実とともに、読書支援機器等の給付制度や使用方法の周知を引き続き行い、ハード・ソフトの両面から視覚障害等のある人の読書を支援する環境の充実を図ります。

<主な取組>

- 図書館施設の段差解消、利用者に配慮したトイレやエレベーターの設置、点字やピクトグラム^{※21}等を使用した分かりやすい表示をはじめ、対面朗読室や拡大読書器等の読書支援機器の整備について、引き続き取り組みます。
- 県立図書館において、対面朗読のオンライン化を検討します。
- インクルーシブ教育システム^{※22}の理念にのっとり、多様な読書手段の周知を図り、特別な支援を必要とする児童生徒等の利用者の実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を促します。
- 学校図書館を活用した読書支援を充実するため、司書教諭・学校司書の配置、司書教諭等の教職員間や読書ボランティアとの連携を図ります。
- 視覚障害等のある人が利用しやすい電子書籍等(第3章2の⑥～⑨に掲げるものをいう。)を利用するための読書支援機器や視覚障害のある人向け音声パソコン^{※23}について、その利用方法や入手方法を案内する機会を設けます。

- 市町村における日常生活用具給付等事業について、国と県による市町村への費用の一部負担を引き続き行います。
- 利用者と接する公立図書館、学校図書館の職員等を対象に、視覚障害等のある人へのサービスを理解し、利用者ニーズに沿った適切な支援方法や読書支援機器の使用方法を学ぶための研修を引き続き実施します。

(3)図書館サービスの情報発信(読書バリアフリー法第9、10条関係)

県立図書館、県視覚障害者センター、サピエ図書館等の視覚障害等のある人に向けたサービスについて、視覚障害等のある人のみならず、家族、支援者、福祉・労働・医療関係者、ボランティア等、広く県民に向けて、あらゆる機会を通じて、その内容や利用方法等を周知します。

<主な取組>

- 県内の公立図書館や関係機関等との連携を一層進め、全県的に効果的なサービスの展開を図ります。
- ウェブアクセシビリティ規格^{※24}に配慮し、図書館のホームページ等の更なる改善に努めます。
- 点字図書や音訳図書の製作過程や、視覚障害等のある人の多様な読書手段等について、県民が興味や関心を抱く機会を創出します。
- かかりつけ医などの身近な医療機関等を通じた情報発信等について検討します。

第5章 推進方針

本計画は、視覚障害等のある人が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境整備を行うための第一期の計画として、県内における課題の整理と当面の取組の方向性を示したものです。今後、国において、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価が行われるため、本計画の見直しの際には、国の検討状況等を踏まえ、具体的な目標や達成時期等も検討することとします。

また、本計画について、市町村をはじめ、様々な関係者に周知等を図るとともに、市町村の計画策定に向けて、必要な情報収集及びその提供を行います。

なお、本計画の実施状況については、岡山県生涯学習審議会等において、関連する計画等における次の目標・指標の進捗等も参考に進行管理を行い、必要に応じて、取組の見直し等を行います。

- (1) 視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実及び製作に携わる人材の育成に関するもの

項目	現況数値	目標数値
県視覚障害者センターで点訳奉仕者、朗読奉仕者の養成研修を受講修了した人の数	点訳 3人/年※ 朗読 8人/年※ (R2(2020)年度) ※H28(2016)～R2(2020)平均値	点訳 15人 朗読 35人 (R3～R7) (2021～2025年度)

- (2) 読書を支援する環境の充実に関するもの

項目	現況数値	目標数値
サピエ会員(個人会員)登録者数	297人 (R3(2021)年度)	400人 (R7(2025)年度)
意思疎通支援者の県登録者数(盲ろう者向け通訳・介助員)	84人 (R2(2020)年度)	90人 (R7(2025)年度)

(3) 図書館サービスの情報発信に関するもの

項目	現況数値	目標数値
県立図書館でのサピエ図書館データのダウンロード点数	4,900 点/年 (R2(2020)年度)	5,000 点/年以上 (R7(2025)年度)
県立図書館での障害者向け資料貸出冊数	5,608 冊/年 (R2(2020)年度)	6,000 冊/年以上 (R7(2025)年度)

用 語 集 (P3～10の※印の番号を説明しています。)

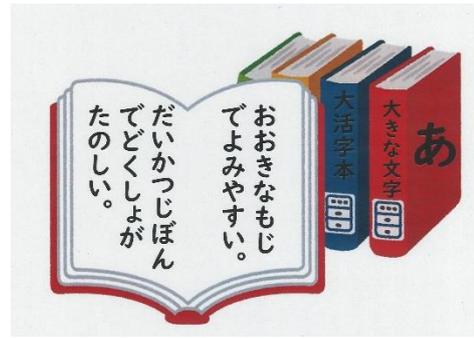
用語		本計画における意味
1	学習障害	全般的な知的発達に遅れはなく、学習意欲があるにもかかわらず、読み書き能力や計算力といった特定の領域に限定した困難を有する。学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じたりする。脳のある部分の機能がうまく作動しないために生じると考えられている。
2	ディスレクシア	学習障害 ¹ の一つとされ、全般的な知的発達に遅れはなく、学習意欲があるにもかかわらず、文字の読み書きに限定した困難を有する。
3	通級による指導	小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に籍をおき、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた個別の指導を通常の学級以外の場（通級指導教室等）で受ける指導形態のこと。
4	点字図書 【P.16 参照】	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書のこと。
5	大活字本 【P.16 参照】	視力が低下した人や高齢者などにも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で書かれた本。
6	さわる絵本 【P.16 参照】	指で読むために作られた絵本。すでに出版されている絵本の変形版で、文字のところには点字を、挿し絵の部分は樹脂インクで凸状にしたり、布や毛糸などを貼り付けたりして立体的に分かる工夫がされている。
7	布の絵本 【P.16 参照】	本全体が布で作られた絵本。絵の部分に切り抜いたフェルトを縫い付けたり、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、ひもで留め外しができるようにしたり、文の部分を手書きしたり、絵本と遊具の性質を兼ね備えた本。
8	LLブック 【P.16 参照】	読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使い理解を助けている。「LL」とは、スウェーデン語の「Lättlast(分かりやすく読みやすい)」の略。
9	音訳図書 (録音図書) 【P.17 参照】	耳で聴いて読書できるように朗読し、CD等にその音声を録音したもの。再生機器を利用する。
10	デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」（デジタル録音図書の国際標準規格）のこと。特徴に、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。 専用再生機器のほか、デイジー再生ソフトがインストールされたパソコン等で聴くことができる。

11	電子書籍	近年市場で普及し始めている書籍で、パソコン・スマートフォン・専用機器等を使って目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができたりする。視覚障害等のある人が利用しやすい音声読み上げ対応の書籍もあり、動画や音声再生可能なものもある。
12	オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ、又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。利用者の視界を占有しないこと及び発音、抑揚等の発声技術を駆使した表現が可能となること等の特徴がある。
13	テキストデータ	文字コードだけで構成された文字列や文書のデータ。音声読み上げソフトがインストールされたパソコン等を使って音声にして聴くことができる。
14	拡大読書器 【P.17参照】	カメラで撮影した文字や画像をモニタに大きく表示することにより、読み書きを支援する機器。
15	読書支援機器 【P.17参照】	視覚障害等のある人の読書を支援するための機器。点字ディスプレイ、デジタライザー、拡大読書器、読み上げ読書器等がある。
16	対面朗読サービス	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読するサービス。
17	公立図書館	岡山県立図書館及び市町村立図書館
18	レファレンスサービス	調べたいことや探している資料などの質問について、図書館の資料を使って案内を行うサービス。
19	サピエ図書館	視覚障害のある人及び視覚による表現の認識に障害のある人に対して点字データ、デジタライズデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
20	日常生活用具 給付制度	市町村が行う地域生活支援事業のうち必須事業の一つとして規定される。障害のある人等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした制度。
21	ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて情報や案内等を示す記号。
22	インクルーシブ 教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。
23	視覚障害のある 人向け音声パソコン	主に視覚障害のある人が使用する音声読み上げ機能を備えた各種ソフトがインストールされているパソコン。

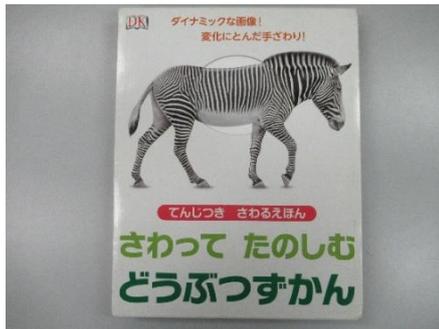
24	ウェブアクセシビリティ規格	日本工業標準調査会（JISC）が制定した、情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスの情報アクセシビリティを確保・向上するために、企画・開発・設計者および経営者が配慮すべき具体的な要件がまとめられた標準規格で、主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人がウェブコンテンツを認識し操作できるようにすることを目的とする規格。
----	---------------	---



4 点字図書



5 大活字本



6 さわる絵本

『てんじつきさわるえほん
さわってたのしむどうぶつずかん』(BL 出版)



6 さわる絵本

『てんじつきさわるえほん
こぐまちゃんとどうぶつえん』(こぐま社)



7 布の絵本

『どっち どっち』



7 布の絵本

『どっち どっち』



8 LLブック

『仕事に行きます⑤⑩』(埼玉福祉会)





9 音訳図書(録音図書)



14 拡大読書器



15 読書支援機器
(デージー図書専用再生機器)



15 読書支援機器
(デージー図書専用再生機器(携帯版))
※ ボールペンはサイズの参考です。



15 読書支援機器
(読み上げ読書器)



21 ピクトグラム

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第四十九号 令和元年6月28日公布・施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、

視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の 推進に関する基本的な計画

令和 2 年 7 月

文 部 科 学 省
厚 生 労 働 省

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

目次

I	はじめに	1
	1. 法律成立までの背景や経緯	1
	2. 基本計画について	2
	3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題	4
II	基本的な方針	7
	1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供	7
	2. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上	7
	3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮	8
III	施策の方向性	9
	1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）	9
	2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）	11
	3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）	12
	4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）	13
	5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）	14
	6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）	15
	7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（第16条関係）	16
	8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）	16
IV	おわりに	17

I はじめに

1. 法律成立までの背景や経緯

令和元年6月21日、議員立法により、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）が成立した。

我が国は、平成26年に、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准した。同条約は、「障害の社会モデル」¹の考え方を示しつつ、締約国に対して、障害者があらゆる形態の意思疎通によって表現及び意見の自由についての権利を行使できるようにすること、障害者の生涯学習の機会を確保すること、障害者が利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を確保することなどを求めている。また、同条約の締結に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）をはじめとする様々な国内法制度が整備され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が進められている。

こうした大きな流れがある中で、特に「読書バリアフリー法」の成立に向けた動きの契機となったのは、平成25年6月27日の世界知的所有権機関（WIPO）による、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」という。）の採択である。

平成30年の第196回通常国会においては、「マラケシュ条約」の締結の承認とともに、著作権法（昭和45年法律第48号）の改正が行われ、一部の条項を除き、平成31年1月1日に施行された。これにより、視覚障害者等のために書籍の音訳等を著作権者等の許諾なく行うことを認める権利制限規定（著作権法第37条第3項）において、同規定の対象者として、視覚障害者や発達障害者のほか、肢体不自由により書籍を持っていない者等が含まれることが明確になった。また、権利制限の対象とする行為について、コピー（複製）、譲渡やインターネット送信（自動公衆送信）に加えて、新たにメール送信等も対象とされた。更に、視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことができる団体等についても、障害者施設、図書館等の公共施設の設置者や文化庁長官が個別に指定する者に加え、新たに、一定の要件を満たすボランティア団体等も対象とされることとなった。

¹「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方。

更に、この改正著作権法に係る国会での審議の際、衆議院・参議院の両委員会において、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、…（略）…当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。」との附帯決議がなされたことが、その後の読書バリアフリー法の制定の動きを加速化した。

2. 基本計画について

(1) 位置付け

読書バリアフリー法は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念にのっとり、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものである。

読書バリアフリー法第7条第1項には、「文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を定める旨の規定があり、この基本的な計画（以下「基本計画」という。）には、基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項を定めることとされている。

また、同条第3項及び第4項では、基本計画を策定するときは、あらかじめ、「経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議」することを定めているとともに、「視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ものとされている。加えて、第18条において、国は、「施策の効果的な推進を図るため、…（略）…関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずる」ものとされている。これらの規定に基づき、本基本計画は、関係者協議会を設置し、関係者から聴取した意見を踏まえて、策定されるものである。

なお、基本計画は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」の基本理念や方針を踏まえて作成する必要がある。また、基本計画の実現に向けた取組を進めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にも適うものである。

(2) 対象期間

本基本計画は令和2年度から令和6年度までを対象とする。基本計画の策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくものとする。

(3) 構成

本基本計画は、この「Ⅰ はじめに」、「Ⅱ 基本的な方針」、「Ⅲ 施策の方向性」及び「Ⅳ おわりに」で構成される。

「Ⅱ 基本的な方針」では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示している。

「Ⅲ 施策の方向性」では、読書バリアフリー法第9条から第17条までに規定する9の分野の基本的施策について、本基本計画の対象期間に国が講ずる施策の方向性を示している。

「Ⅳ おわりに」では、計画に基づく取組を進めるに当たり念頭に置くべきことなどを示している。

(4) 基本計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項において、「視覚障害者等」とは、「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍…（略）…について、視覚による表現の認識が困難な者」と定義されている。具体的には、視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者²であり、基本計画においてもこれらの者を対象とする。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要である。

また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組む必要がある。なお、同項において、「書籍」には、雑誌、新聞その他の刊行物も含むこととしている。

²マラケシュ条約第3条において、同条約の「受益者」は、①盲人である者、②視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの、③身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は目の焦点を合わせること若しくは目を動かすことができない者のいずれかに該当する者であると定義されている。

3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題

読書は、乳幼児・青少年期、成人期、高齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり³、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動である。特に、学校教育段階においては、教科書以外にも⁴、副読本、参考書、資料集、学術論文等が、学習や教育・研究に関連する活動の支えとなる。また、中等教育機関、高等教育機関及び職業教育機関への選抜試験の受験、進学や、資格取得のほか、就職活動、職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて専門的知識を得ることが不可欠である。

一方で、我が国において視覚障害者等⁵が利用しやすい書籍等はいまだ少なく⁶、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化を等しく恵沢できる状況とはなっていない。

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため、読書バリアフリー法は、第3

³ 文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）は、「文芸・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」であることにかんがみ、すべての国民が生涯にわたり、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを基本理念として謳っている。また、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）は、「子ども…（略）…の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と規定している。

⁴ 教科書については、平成30年の学校教育法等の改正により、特別な配慮を必要とする児童生徒の困難低減等のため、学習者用デジタル教科書の活用が可能となっているほか、音声教材、拡大図書等について、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）に基づき、ボランティア団体等が、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し製作している。

⁵ 日本の視覚障害児・者について、厚生労働省が行った平成28年度「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によると、視覚障害により障害者手帳を所持している児・者（推計）は約31.2万人（うち、日常的なコミュニケーション手段の一つとして点字を利用している者は約2.4万人）、同じく肢体不自由は約193.1万人（うち、「上肢」「脳原性運動機能障害・上肢」は約67.5万人）とされている。また、ディスレクシアと呼ばれる学習障害の一種とされる読字障害者の正確な人口は把握されていないが、現在、学習障害を理由に、公立小・中学校の通級による指導を受けている児童生徒数は、20,175人、平成30年度より制度が開始された公立高等学校の通級による指導を受けている生徒数は、72人である（平成30年度特別支援教育資料（文部科学省））。一方で、独立行政法人日本学生支援機構が毎年行っている高等教育機関への悉皆調査（「平成30年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査」）では、学習障害（SLD：限局性学習症）のある学生数は213人に留まっている。

⁶ 国立国会図書館が平成29年度に全国の公共図書館を対象として行った調査（回答率約83%。『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究』

（<https://current.ndl.go.jp/node/36508> 参照。）によれば、全国の公共図書館が所蔵するアクセシブルな書籍等は約170万タイトル（延べ数）である。なお、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会平成29年度実態調査「日本の点字図書館34」によると、全国の点字図書館84館が所蔵するアクセシブルな書籍数は約136万タイトル（延べ数）である。

条で「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること」等を定めている。

読書バリアフリー法第2条第2項において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」（以下「アクセシブルな書籍」という。）とは、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義されており、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック⁷、布の絵本等がある。

また、読書バリアフリー法第2条第3項において、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）とは、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…（略）…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されており、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書⁸、オーディオブック⁹、テキストデータ等がある。

視覚障害者等による、これらのアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等（以下「アクセシブルな書籍等」という。）に関する状況と課題については、「借りる」と「購入する」の2つの側面から捉えられる。

「借りる」に関しては、点字図書館と一部の公立図書館が、ボランティア・図書館協力者等の協力を得つつ、アクセシブルな書籍等の製作に取り組むとともに¹⁰、窓口貸出・郵送貸出・宅配サービス・施設入所者へのサービス等の障害者サービス¹¹を必要に応じて展開してきており、視覚障害者等の情報保障の支えとなっ

⁷「LL」とはスウェーデン語の「Lättläst（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」とは、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のことである。

⁸「DAISY」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。特徴としては、①目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、②最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、③音声にテキストや画像を同期させることができる、等がある。

⁹オーディオブックとは、書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツを指す。文字を目で読んで情報を得られる電子書籍とは異なり、オーディオブックは利用者の視界を占有しないこと及び発音、抑揚等の発声技術を駆使した表現が可能となること等の特徴を有する。

¹⁰著作権法第37条第3項では、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものが、視覚障害者等のために録音図書等の製作等を行うことができる旨が規定され、政令で、（1）障害者施設や図書館等の公共施設の設置者、一定の要件を満たすボランティア団体等、（2）文化庁長官が個別に指定する者が定められている。

¹¹図書館利用に障害のある者に対して、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、対面朗読の実施など、来館・移動のための支援や、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮を行う等、障壁となるものを取り除いて図書館を使えるようにするサービスのこと。

てきた。また、視覚障害等のある学生が在籍する大学や高等専門学校においても、学生からの求めに応じ、書籍等の製作が行われつつあるとともに、特別支援学校（視覚障害）の一部においてもサピエ図書館¹²との連携により、在籍する児童生徒が書籍等を利用できるよう環境を整えている。

一方で、これらのアクセシブルな書籍等の数がニーズに対して不足していることに加え、点字図書館と公立図書館においてアクセシブルな書籍等の製作等に協力する人材の確保が難しくなっており、今後の継続的な提供体制には課題がある。また、製作される書籍等の質が必ずしも担保されていない場合があること、サピエ図書館や国立国会図書館を含む、各図書館が所有する様々な形態の書籍等が十分に共有されておらず、全国の視覚障害者等が効率的に利用できる仕組みになっていないことが指摘されている。更に、今後、アクセシブルな電子書籍等の販売が促進されるに当たり、視覚障害者等がそれらを公立図書館で利用できるようにする観点からの取組も重要である。

「購入する」に関しては、点字出版施設¹³等が製作するアクセシブルな書籍に加えて、出版者が製作する合成音声読み上げや文字の拡大に対応できる電子書籍等が、少しずつ市場に出回ってきている。点字図書や大活字図書等の印刷物の利用者としては視覚障害者が中心となるが、電子書籍等は、読み上げや文字の拡大が可能であるなど、発達障害者や肢体不自由のある者でも利用がしやすく、電子書籍等の発展に期待が大きく寄せられている。

その一方で、視覚障害者等にとって利用しづらい電子書籍等も少なくないこと、印刷本の出版と同時に販売されるものは少ないこと、紙市場に比して電子出版の市場規模（推定販売金額）は令和元年時点で2割弱に留まり¹⁴、特に教育や研究において求められる電子書籍等は極めて少ないこと等、日本における普及は始まったばかりであり、多くの課題が残されている。なお、視覚障害者等のために、自社発行物の巻末に電子データの引換券を添付するといった取組も存在するが、ごく一部の出版社に限られているのが現状である。

また、電子書籍等に加えて、点字図書や大活字図書等の印刷物についても引き続き多くのニーズがあり、より多くの書籍が発行されることが望まれている。

前述のとおり、平成 30 年の第 196 回通常国会において成立した改正著作権法

¹²視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

¹³身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく視聴覚障害者情報提供施設の一種で、点字刊行物の出版に係る事業を主として行う施設。平成 30 年社会福祉施設等調査によれば、全国にある点字出版施設は 10 施設。

¹⁴公益社団法人全国出版協会の発表「2019 年の出版市場規模発表」（<https://www.ajpea.or.jp/information/20200124/index.html>）によれば、紙の出版市場は 1 兆 2,360 億円、電子出版市場は 3,072 億円。

及び読書バリアフリー法において、視覚障害者や発達障害者のほか、肢体不自由により書籍を持つことができない者等が対象となり、アクセシブルな書籍等へのニーズが拡大していることを踏まえ、近年の先端技術を活用した、効率的で持続可能な仕組みを構築する必要がある。

II 基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

市場で流通している電子書籍等が少なかった時代には、著作権法第 37 条第 1 項に基づき製作された点字図書や、同条第 3 項に基づき障害者施設、図書館、一定の要件を満たすボランティア団体等が権利者の許諾なく製作できる録音図書、拡大図書等の書籍が、視覚障害者等の読書環境を支える中心となってきた。

今後は、それらに加え、市場で流通する電子書籍等と、著作権法第 37 条第 3 項に基づき製作される電子書籍等を車の両輪として、両面から取組を進め、アクセシブルな電子書籍等の普及を図る時代となっている。

合わせて、アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等を視覚障害者等がより円滑に使える環境を整備することも必要である。

また、障害の状況によって端末機器等を使えない場合や、紙や布といった現物の書籍が必要とされる場面・ニーズもあるため、引き続きアクセシブルな書籍の提供を継続するための取組も必要である。更に、書籍利用のためのアクセシビリティのみならず、書籍の入手や利用に係るアクセシビリティの改善・向上にも合わせて取り組む必要がある。

2. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上

利用者の視点からは、アクセシブルな書籍等の「量的拡充」及び「質の向上」の両方のニーズがある。

「量的拡充」に関しては、今後のアクセシブルな書籍等のニーズの拡大に対応するため、公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において、各々の果たすべき役割に応じ、アクセシブルな書籍等を充実させることが重要である。また、アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届けるための仕組みとして、製作されたアクセシブルな書籍等の共有に向けた図書館間の連携やネットワークを構築することが重要である。

「質の向上」については、書籍等の製作に係る基準の作成や、製作に従事する者

の研修が必要である。

また、「量的拡充」及び「質の向上」のいずれにおいても、これまでに製作された書籍等について、書籍・電子書籍等の形態を問わずアクセシブルなものにし、長期的にデータとして保存するための取組や、製作者が効率的に作業できるよう出版者から製作者に電子データを提供する仕組みを構築することが効果的である。特に、教育や研究に必要とされるアクセシブルな電子書籍等がニーズに比して不足しており、この分野の取組が喫緊の課題である。

なお、書籍等のコンテンツや用途によって、「正確性」が求められる場合、「速報性」が求められる場合など様々であり、双方の観点のバランスを取りながら進めていくことが必要である。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

視覚障害者等の障害の種類及び程度によって、アクセシブルといえる書籍等の提供媒体及び利用方法は異なる。このため、読書環境の整備を進めるに当たっては、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な形態の書籍等を用意することが必要である。

なお、視覚障害者等が、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍（以下「特定書籍」という。）及び同条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等¹⁵（以下「特定電子書籍等」という。）の利用を希望する場合、これらの特定書籍・特定電子書籍等を視覚障害者等の利用に供する機関においては、障害者手帳や医学的診断基準に基づく診断書の有無に限ることなく、他の根拠資料を用いる等、柔軟な対応により障害等の確認を行うことが適切である。

¹⁵著作権法第 37 条では、視覚障害者等のために書籍の複製等を著作権者等の許諾なく行うことを認めている。同条第 1 項において、公表された著作物を点字により複製することが、同条第 2 項において、点字データを記録媒体に保存することや、インターネット等で送信することが認められている。また、同条第 3 項において、書籍の音訳等、視覚障害者等が利用するために必要な方式により複製すること（紙媒体と電子媒体の両方）や、作成されたものをインターネットやメール等で送信することが認められている。

Ⅲ 施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

【基本的考え方】

公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館、学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。

また、点字図書館については、アクセシブルな書籍等の充実、公立図書館等に対する利用に関する情報提供、視覚障害者による十分かつ円滑な利用の推進を図る。

（1）アクセシブルな書籍等の充実

- ・公立図書館等において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進する。
- ・国立国会図書館において、学術文献の録音資料やテキストデータの製作を促進するとともに、公立図書館等で製作される特定電子書籍等を収集し、アクセシブルな書籍等の充実を図る。
- ・点字図書館及び点字出版施設（以下「点字図書館等」という。）が、今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障害の種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、点字図書館等による製作の支援を行う。
- ・国立国会図書館と日本点字図書館が協力して実施している図書館等におけるテキストデータ製作支援の実験の取組を進め、それにより得られた知見を活用すること等により、点字図書館や公立図書館等におけるアクセシブルな電子書籍等の製作の取組を支援する。

（2）円滑な利用のための支援の充実

- ・公立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取組を促進する。

- ・学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、設置者である各教育委員会等に対し、司書教諭・学校司書の配置の重要性について周知するとともに、司書教諭をはじめ学級担任や通級の担当者、特別支援教育コーディネーター等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図る。
- ・インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する初等中等教育機関及び高等教育機関において読書環境を保障することが重要であり、以下の取組を推進する。
 - ①点字図書館及び公立図書館と学校図書館の連携を図り、視覚障害等のある児童生徒を支援するための取組を進める。
 - ②各教育委員会を通して、特別支援学校、特別支援学級設置校、及び視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校に対し、視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。
 - ③全国の大学及び高等専門学校の附属図書館が保有するアクセシブルな書籍等の所在情報を共有するためのリポジトリを国立情報学研究所において整備し、視覚障害者等による円滑な利用を促進する。また、同リポジトリと国立国会図書館のデータベースとの連携について検討を進める。更に、同リポジトリやデータベース等で公開される学術論文等について、視覚障害者等のアクセシビリティの向上に努める。
 - ④全国の大学等の障害学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号）において視覚障害者等のための複製が認められる者として位置付けられていることについて大学等に周知するとともに、大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化する。
- ・点字図書館において、公立図書館や地域の ICT サポートセンター¹⁶等との連携を図り、視覚障害者等に対し、様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供する等とともに、点字・録音図書等の郵送サービスを含む地域の視覚障害者に対するアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施していく。
- ・点字図書館が担ってきた音訳図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に

¹⁶ 障害者等の ICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、① ICT 機器の紹介、貸出・利用に係る相談、② サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点（都道府県・指定都市・中核市に対する厚生労働省補助事業）。

関する情報提供などの機能は視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つものであることから、地域における公立図書館等との連携を推進する。また、地方公共団体や関係団体等と協議しながら、点字図書館等の利用対象者の範囲について、アクセシブルな書籍等を必要とする方が利用できるよう制度面を含め検討を行い、その検討結果を踏まえ、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実について検討する。

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第 10 条関係）

【基本的考え方】

インターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援を行い、アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進する。

また、国立国会図書館、同ネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携強化を図り、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化を図る。

- ・現在、国立国会図書館においては、自ら製作した「学術文献録音図書」の音声デジータや、公立図書館等が製作し、国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データを、個人、公立図書館等及び点字図書館に送信するサービスを実施している。一方、サピエ図書館においては、全国の点字図書館等で製作された点字やデジータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えている。また、双方のシステム間の連携も図られており、視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステムも国立国会図書館により整備されている。これらのシステムの十分な活用を図るため、視覚障害者だけでなく視覚による表現の認識が困難な者も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図る。
- ・地域における点字図書館と公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や連携に必要な情報提供を研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて行い、多くの視覚障害者等が視覚障害者等用データの送信サービスやサピエ図書館を利用できるよう会員加入の促進等の取組を進める。
- ・このような取組を進めていく中で、視覚障害者等の障害の特性に応じた利用し

やすいサービスが提供できるよう、国立国会図書館とサピエ図書館の役割も踏まえながら、サービス内容、システムの改善や提供体制等の検討を行う。

- ・サピエ図書館の運営は、加入図書館やボランティア団体等からの会費や障害当事者からの寄付、国の補助金で実施しているところであるが、会員加入の促進を図り、将来的な会員の拡大等の状況や国の役割も踏まえ、安定的な運営が図られるよう支援を推進していく。

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第 11 条関係）

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作支援のため、製作に係る基準の作成等、質の向上を図るための取組に対する支援を行う。

（1）製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援

- ・アクセシブルな書籍等やサピエ図書館におけるアクセシブルな電子書籍等の充実及び質の向上を図るため、その製作手順や仕様の基準の作成についてサピエ図書館を運営する者への支援を行い、特定書籍や特定電子書籍等の製作を行う者への製作手順等の共有を図る。
- ・地域における点字図書館と公立図書館等との連携を支援し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報の共有による製作の効率化を図る。
- ・出版者に対し、特定書籍及び特定電子書籍等の製作に係る基準の作成等の質の向上を図るための取組に資する情報提供や助言等を行う。
- ・障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスに関する研究開発（特定電子書籍等の質の向上に資する製作支援技術を含む。）を行う者への支援を引き続き実施する。

（2）出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援

- ・出版者からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する電磁的記録の提供を促進するための情報提供や助言等を行う。その際、視覚障害等

のある児童生徒及び学生等の教育や研究に必要とされる書籍等や、視覚障害等のある教育関係者や図書館関係者等が職務活動の遂行に必要とする書籍等の電磁的記録の提供が重要であることにも留意する。

- ・電磁的記録の提供については、流出の防止、作成に係る費用負担の在り方、管理する仕組み等の課題がある。このため、出版関係者との検討の場を設け、電磁的記録の提供に関する課題や具体的な方法について検討していく。

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第 12 条関係）

【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策の推進を図る。

また、視覚障害者等への合理的配慮の提供の観点から、出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策の推進を図る。

（1）技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進

- ・アクセシブルな電子書籍等の販売が促進されるようにするため、昨今の新たな技術（特に ICT）の動向と視覚障害者等の多様なニーズを分析し、視覚障害者等の読書環境の整備に向けた取組を検討する。

（2）著作権者と出版者との契約に関する情報提供

- ・出版者は、著作権者との出版に関する契約において電磁的記録の提供が含まれていない場合、著作権者から改めて許諾を受ける必要がある。このため、著作権者と出版者との契約の在り方等、アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供や助言等を行う。

（3）出版者からの書籍購入者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備に関する検討への支援

- ・出版者が書籍に係る電磁的記録の提供を行うこと、その他出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に資する情報提供や助言等を実施する。その際、視覚障害等のある児童生徒及び学生等の教育や研究に必要とされる書籍等や、視覚障害等のある教

育関係者や図書館関係者等が職務活動の遂行に必要とする書籍等の電磁的記録の提供が重要であることにも留意する。

- ・電磁的記録の提供については、流出の防止、作成に係る費用負担の在り方、管理する仕組み等の課題がある。このため、出版関係者との検討の場を設け、電磁的記録の提供に関する課題や具体的な方法について検討するとともにアクセシブルな電子書籍等の製作及び販売等の促進を図っていく。

(4) その他

- ・音声読み上げ機能（TTS）等に対応したアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、関係団体の協力を得つつ図書館における適切な基準の整理等を行い、図書館への導入を支援する。

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）

【基本的考え方】

「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の枠組みに基づき、視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備を図る。

- ・アクセシブルな電子書籍等の受入れ・提供のための国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関（国立国会図書館、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会等）において、役割分担及び連携方法の整理を行い、外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手及び国内で製作されたアクセシブルな電子書籍等の外国への提供を促進する。また、大学関係機関への情報提供やノウハウの共有を行う等、連携の強化を図り、外国で製作された学術文献のアクセシブルな電子書籍等を円滑に入手したり、日本で製作された学術文献のアクセシブルな電子書籍等を外国に提供したりできる環境の整備を進めていく。
- ・外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関の連絡先や入手に当たっての手续・留意事項等について引き続き丁寧な周知を行うとともに、その運用状況も踏まえつつ、必要に応じて更なる環境整備を行う。

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）

【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障害者等が入手及び習得するため、必要な支援等を行う。

- ・視覚障害者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり、支援の必要な者が必要な支援を受けられるよう、以下の取組を推進する。
 - ①点字図書館と公立図書館が地域のICTサポートセンターと連携し、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行う。なお、読書困難者の読書を支援する拡大読書機、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デジプレーヤー等の機器について、個々の状態に応じた活用に留意する。
 - ②点字図書館と公立図書館が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援を行う。
 - ③地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デジプレーヤー等の端末機器等の給付を行う。
- ・上記の取組を推進するため、ICTサポートセンターの普及の支援や端末機器等の習得支援等を行う公立図書館等の職員等に対する研修を実施し、視覚障害者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう、施策の推進を図る。
- ・小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校におけるICT環境整備が進められていることも踏まえ、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場においてその趣旨を説明する等、その周知を図る。

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等 (第16条関係)

【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発及びその成果の普及に必要な施策の推進を図る。

- ・アクセシブルな電子書籍等及びこれを利用するための端末機器も含め、広く障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスに関する研究開発やサービスの提供を行う者に対する資金面での支援及びその開発成果の普及を引き続き実施する。

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等 (第17条関係)

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促進する。

また、公立図書館等及び国立国会図書館において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実のため、司書等を対象とした研修及び養成において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、司書等の資質の向上を図る。

(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

- ・司書及び司書補（以下「司書等」という。）、司書教諭及び学校司書（以下「司書教諭等」という。）並びに職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「職員等」という。）を対象に、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図る。また、公立図書館においては、障害当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を行う。
- ・大学の司書等及び司書教諭等の養成は、専門的職員としての入口に位置付け

られる重要な段階である。このため、養成課程において、学生段階から障害者サービスの知識等について学習する機会を充実する。

(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ・点字図書館等や公立図書館等及びそこで活動するボランティア団体等における点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修の取組を支援し、質の向上を推進する。
- ・点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の不足が課題となっており、この分野における人材の確保が必要となっている。このため、点字図書館、公立図書館等と地方公共団体が連携して、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援する。
なお、製作人材の確保に関しては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策を関係者間で検討していく必要がある。
- ・新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制を確保していくことも必要である。

IV おわりに

本基本計画では、視覚障害者等が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を行うための第一期の計画として、当面の取組の方向性を示した。今後、更に実態把握を行い、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価を行っていく。

本基本計画に基づき取組を着実に推進していくためには、地方公共団体や関係機関、当事者等多くの関係者の理解が必要であり、丁寧な周知を行うとともに、国において、引き続き、関係者間による協議会を設置し、課題の解決に向けた取組を実施していく。また、関連施策の実施に当たって、国は必要な財源の確保に努める。

また、地方公共団体においても、本基本計画による取組がより具体的に進展するよう、取り組むべき事項や課題ごとに、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行えるような体制の構築を図る必要がある。特に都道府県は、域内全体の視覚障害者等の読書環境の整備が図られるよう、自ら行うべき図書館等の

施策の充実を図るとともに、市町村に対して必要な指導・助言等を行うものとする。

国は、本基本計画を踏まえ、地方公共団体における計画の策定が円滑に行われるよう、好事例の周知をはじめとした支援を行っていく。

本基本計画に基づく施策の推進を図る際には、その対象者である視覚障害者等には、盲、弱視（ロービジョン）、盲ろう、発達障害、肢体不自由等、様々な特性があることを踏まえて取り組むことが求められる。加えて、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も認識して取り組むことが必要である。とりわけ、アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る研究開発の推進に当たっては、長期的な視点から、全ての者に配慮したユニバーサルデザインの実現を目指すことが重要である。

この基本計画に基づく施策の推進により、全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会が実現し、真の共生社会の実現に寄与することが期待される。

著作権法（抜粋）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

- 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。
- 3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

岡山県内の点字図書館

○岡山県視覚障害者センター

視覚障害のある方への点字図書、音訳図書（録音図書）、デージー図書の貸し出しや会議室の提供、ボランティア養成のほか、情報提供やご相談への対応を行う施設です。

○ 主な対象者：視覚障害のある人とそのご家族、支援者など

○ 開館日時：月・水・木・金・土・日曜日 9:00～17:00

○ 休館日：毎週火曜、祝祭日

（日曜と重なる場合は月曜、火曜と重なる場合は火曜と水曜）

年末年始（通常は12月28日～1月4日）

○ 図書整理日：毎月第4木曜日

（開館していますが、終日留守番電話対応となります）

○ 利用料無料

※下記については、実費が必要です。

点訳、音声訳サービス、点字資料のプリントサービスなど

○ 場所：岡山県岡山市北区西古松 268-1

○ 電話番号：086-244-1121

○ ファックス：086-244-1043

○ ホームページアドレス：<https://www.ossk-33.jp/center/>



あなたの身近に本を読むのにお困りの方はいませんか？



岡山県立図書館の

こんなサービスご存知ですか？

岡山県立図書館では、図書や視聴覚資料などを貸し出したり、調査・相談におこたえしたりする以外にも様々なサービスを行っています。そのひとつをご紹介します。

障害者手帳をお持ちでなくても、下記項目に該当している方なら『障害者サービス』をご利用いただけます。

- 視覚にハンディーキャップを抱えている・・・
- 高齢・病気等で最近文字が読みにくくなった・・・
- 手のしびれ・麻痺・ふるえ等で本のページがめくりにくい・・・
- 身体の病臥状態により、本を持ったりページをめくったりしにくい・・・
- 目は見えるけど、文章の意味が理解しにくい・・・
- 長時間、活字を読むことが困難・・・



などの理由で、本を読むのにお困りの方！

県立図書館は、あなたの「読みたい」を応援します！

～サービス紹介～

録音図書及び再生機器の貸出し

録音図書とは、「耳で聴く図書」です。CDやカセット、SDカードに録音したものがあります。再生には、専用の再生機器が必要となる場合があります。再生機器の貸出しも行っています。時代小説や推理小説、人気作家の作品等も多数ご用意できます。

※来館困難な場合は、ご自宅まで無料で郵送できるものもあります。

携帯版の再生機器
ごと貸出します！



手のひらサイズの再生機器です。

対面朗読サービス

図書館の対面朗読室内で、ご希望の図書・雑誌・新聞・お手持ちの資料を無料でお読みするサービスです。朗読は専門のボランティアが行います。ご利用になる場合は、希望日の2日前までに電話等による予約が必要です。



大活字本コーナーの設置

大きな活字で書かれた「大活字本」のコーナーが1階にあります。高齢で文字が読みにくくなった方や弱視の方など、どなたでも自由にご利用いただけます。



拡大読書機

閲覧室に2台設置しています。モニターには、拡大された文字や画像が映ります。白黒反転機能があり、弱視の方にも見やすい表示になっています。また、携帯型の拡大読書機を館内で貸出して利用することもできます。



音声拡大読書機（よむべえ）

印刷された原稿をスキャナで読み取り、自動音声で読み上げます。読み上げながら拡大した文字をパソコンの画面に表示することもできます。



音声パソコン

キーボード入力や画面操作を音声でサポートしてくれるパソコンです。また、点字ディスプレイを使ってパソコン上に表示された文字データを指で読むこともできます。



郵送サービス（来館困難な方へ）

ご自宅までご希望の資料や録音図書、再生機器などを郵送します。（主に、身体障害者手帳1・2級、視覚障害者手帳をお持ちの方が対象となりますが、手帳をお持ちでない方にも郵送できるものもあります。）



2022年1月現在

【お申込み・お問合せ】まずはお問合せください。
（電話・FAX・手紙・メール・代理の方でも受け付けています。）

〒700-0823

岡山市北区丸の内 2-6-30

岡山県立図書館 障害者サービス担当

TEL086-224-1288 FAX086-224-1208

岡山県内の障害者 IT サポートセンター

○障害者 IT サポートセンターおかやま

障害のある人に対する IT (情報通信技術) の利用機会の拡大と活用能力の向上を図る総合的なサービス拠点として、IT 機器の展示、体験コーナーの設置運営、IT 機器に関する相談、パソコン教室の開催、パソコンボランティア派遣を行っています。

○ 開館日時:月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(祝祭日、年末年始休暇を除く)

○ 場所:岡山市北区南方2丁目 13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ) 1F

○ 電話番号:086-224-4670

○ ファックス:086-223-4597

○ ホームページアドレス:

<http://okasinren.or.jp/information/itsupport/>



国立国会図書館

国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点のデイジー・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。

○ホームページアドレス

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html>



サピエ図書館

インターネット上の電子図書館。

30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することもできます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

○ホームページアドレス:

<https://library.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1MNI?S00101=S00MNU01&S00102=dyI7y40Fvo5&S00103=ILq3iIRjN7>



岡山県内の図書館等における障害の

		県立 図書館	岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	総社市	高梁市	新見市
障害のある人が利用しやすい書籍等	点字資料		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	点字図書			●							
	点字データ			●							
	点字絵本・点訳絵本	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	大活字本	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	さわる絵本・布の絵本	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	LLブック	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	音訳図書（録音図書） カセットテープ・CD等	●	●	●	●	●		●	●		●
	音声デイジー	●	●	●		●	●				
	テキストデイジー										
マルチメディアデイジー	●	●	●								
テキストデータ											
障害のある人のための字幕・ 手話入り映像資料	●		●	●		●	●			●	
障害のある人へのサービスの	特定録音物等発受施設の 指定を受けている	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	対面朗読を実施している	●	●	●				●		●	
	点字・録音資料の 郵送貸出を実施している	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	障害のある人への一般資料の 郵送貸出を実施している	●		●			●			●	●
	職員等による宅配サービスを実施している		●								
	資料検索、登録申し込み、貸出依頼等で 必要な場合は職員が代筆等の支援をする	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	来館できない利用者のために、 電話・郵便・メール・ファクシミリ等による 特別な対応をする	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	国立国会図書館視覚障害者等用 データの送信承認館となっている	●	●			●					
サピエ図書館に加入している	●		●	●	●	●		●		●	

ある人への配慮状況①（令和3年12月現在）

備前市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市	和気町	早島町	里庄町	矢掛町	新庄村	鏡野町	勝央町	奈義町	西粟倉村	久米南町	美咲町	吉備中央町	金光図書館(私立)
●		●	●	●		●	●	●	●			●	●		●	●	●	●
																	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●
	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			●		●	●
●	●		●	●				●	●		●	●				●		●
●	●	●	●		●	●		●	●		●	●	●		●	●		●
									●			●						●
															●			●
																		●
	●		●		●				●			●			●	●		●
●						●							●					●
	●	●	●			●					●		●					●
		●				●	●						●					●
							●						●					●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●
●	●		●	●		●	●	●	●		●	●	●			●	●	●
	●	●										●	●					●

※ 新庄村は、公民館図書室の状況となっています。

岡山県内の図書館等における障害の

	県立 図書館	岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	総社市	高梁市	新見市
対面朗読室や録音室がある	●	●	●		●		●			●
障害のある人のための読書室や スペースがある	●		●		●	●				
案内表示は大きく見やすくなっている	●	●		●	●	●	●	●		
案内表示の色の組み合わせに 注意している	●	●	●	●	●	●	●	●		
障害のある人のための駐車場がある	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エレベーターがある	●		●	●	●	●	●	●	●	●
エレベーターに点字・音声・車いすを 使用する人のためのボタン、聴覚障害 のある人のためのボタン等の配慮がし てある	●		●	●	●	●	●	●	●	●
階段や廊下にスロープがある	●		●	●	●	●	●			●
階段や廊下に手すりがある	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
車いすを利用する人を意識した カウンターがある	●		●		●	●	●	●	●	
障害のある人のためのトイレ又は 多目的トイレがある	●		●	●	●	●	●	●	●	●
トイレにユニバーサルシートがある						●	●	●	●	●
入口に誘導チャイムがある	●	●	●						●	
入口にインターフォンがある	●	●	●				●		●	●
道路から入口までの 点字誘導ブロックがある	●	●	●	●	●			●	●	●
施設内に点字誘導ブロックがある	●	●	●	●	●			●		●
点字誘導ブロックは黄色など 目立つ色になっている	●	●	●	●	●			●	●	●
手すりや表示に点字がついている	●	●	●		●	●				●
優先席や階段の昇降機がある	●		●							

図書館の施設設備

ある人への配慮状況②（令和3年12月現在）

備前市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市	和気町	早島町	里庄町	矢掛町	新庄村	鏡野町	勝央町	奈義町	西粟倉村	久米南町	美咲町	吉備中央町	金光図書館(私立)
	●	●	●				●		●		●							●
		●			●										●			
			●	●		●	●		●		●	●			●	●		●
●				●			●					●			●			●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●		●	●
●	●	●	●	●	●	●	●		●		●		●	●	●		●	●
●			●	●		●			●					●		●	●	
●	●	●	●	●	●		●	●	●					●	●	●	●	●
	●	●										●		●	●	●		●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●	●	●		●		●					●		●	●			
	●	●	●		●									●		●		
	●	●	●	●	●									●	●	●		
	●	●	●	●					●					●	●	●		
		●	●	●	●									●	●	●		
	●	●	●	●	●		●		●									
									●							●		

※ 新庄村は、公民館図書室の状況となっています。